

地域医療支援病院の 名称の承認について

地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が個別に承認するものです。

このたび、**独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院から地域医療支援病院の名称の承認申請**がありましたので、**名称使用の妥当性及び当該医療機関に求める責務**について御意見を伺います。

【問合せ先】 千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

電話：043-223-3884 Mail：iryous-b@mz.pref.chiba.lg.jp

1 制度について

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が個別に承認する。

2 医療圏別地域医療支援病院の承認一覧（9医療圏24病院）

| 医療圏 | 市町村名 | 病 院 名 | 承認年月日 | 医療圏 | 市町村名 | 病 院 名 | 承認年月日 |
|------|------|------------------------|---------------------|---------|--------------|--------------------|-----------|
| 千葉 | 千葉市 | 千葉県こども病院 | H16.12.24 | 東葛北部 | 松戸市 | 松戸市立総合医療センター | H25.8.6 |
| | 千葉市 | 国立病院機構 千葉医療センター | H20.6.25 | | 柏市 | 東京慈恵会医科大学 附属柏病院 | H30.3.30 |
| | 千葉市 | 千葉市立海浜病院 | H25.8.6 | | 松戸市 | 千葉西総合病院 | R5.3.17 |
| | 千葉市 | 千葉市立青葉病院 | H28.4.1 | 印旛 | 成田市 | 成田赤十字病院 | H18.8.30 |
| | 千葉市 | 千葉メディカルセンター | R6.11.22 | | 佐倉市 | 東邦大学医療センター 佐倉病院 | H28.6.1 |
| | | | 印西市 | | 日本医科大学千葉北総病院 | R3.10.7 | |
| 東葛南部 | 船橋市 | 船橋市立医療センター | H22.3.31 | 香取海匝 | 旭市 | 総合病院国保旭中央病院 | H29.3.1 |
| | 八千代市 | 東京女子医大学附属 八千代医療センター | H23.3.25 | 山武長生夷隅 | 東金市 | 東千葉メディカルセンター | H30.5.31 |
| | 習志野市 | 千葉県済生会習志野病院 | H25.8.6 | 安房 | 鴨川市 | 亀田総合病院 | H16.12.20 |
| | 市川市 | 東京歯科大学市川総合病院 | H28.3.31 | 君津 | 木更津市 | 君津中央病院 | H23.1.25 |
| | 市川市 | 国立国際医療研究センター 国府台病院 | H29.2.9 | 市原 | 市原市 | 千葉労災病院 | H19.3.30 |
| | 浦安市 | 順天堂大学 医学部附属浦安病院 | R3.10.7 | | 市原市 | 帝京大学 ちば総合医療センター | H30.3.30 |
| | | 浦安市 | 東京ベイ・ 浦安市川医療センター | R4.3.23 | | | |

3 地域医療支援病院となるための要件等概要

| 承認要件等項目 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| (1) 紹介患者に対し医療を提供しうる体制が整備されていること。 | 次のいずれかに該当すること。 ① 紹介率80%以上 ② 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 ③ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上 |
| (2) 共同利用の実施 | 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器機又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師等その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させる体制が整備されていること。 |
| (3) 救急医療の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる施設及び医療従事者が確保されていること。 ・ 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 年間救急搬送患者数÷救急医療圏人口×1000\geq2 ② 年間救急搬送患者の受け入れ数\geq1000 |
| (4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施 | 地域の医師等を含めた症例検討会、医学・医療に関する講習会等研修を定期的(年間12回以上)に行う体制、設備が整備されていること。 |
| (5) 病床の規模 | 原則200床以上を有すること。 |
| (6) 地域医療支援病院に必要な施設 | 集中治療室、化学・細菌・病理等検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室等すべて必要施設は有していること。 |
| (7) 地域医療支援病院に設けられる委員会 | 地域医療支援病院運営委員会を設置しており、その構成員は医療関係者の団体、県・市町村代表、学識経験者等で構成することが適当であること。 |
| (8) 諸記録の管理及び閲覧 | 諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備されていること。 |

4 承認要件の確認

※令和6年4月1日～令和7年3月31日の実績に基づき確認。

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 名称・所在地・管理者 | 独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院（船橋市海神6-13-10） | |
| 開設者（申請者） | 独立行政法人地域医療機能推進機構 理事長 山本 修一（東京都港区高輪3-22-12） | |
| 開設年月日 | 昭和33年9月1日 | |
| 診療科目 | 内科、小児科、小児科（新生児）、外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、糖尿病内科、小児外科、乳腺外科、消化器外科、肛門外科、リハビリテーション科、病理診断科 … 28診療科 | |
| (1) 紹介患者に対する医療提供 | ・ 紹介率68.5%、逆紹介率105.7% ※紹介率65%以上、逆紹介率40%以上を満たしている | 適 |
| (2) 共同利用の実施 | ・ 共同利用病床4床、共同利用機器（CT、MRI、RI、DEXA、上部・部消化管内視鏡など） ・ 共同利用規程あり ・ 登録医療機関248（内、関係医療機関0） ※利用体制が整備されている | 適 |
| (3) 救急医療の提供 | ・ 救急告示病院、優先病床一般4床、医師58人、看護師151人ほか ・ 年間救急搬送患者2,887人 ※年間受入数1,000人以上を満たしている | 適 |
| (4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施 | ・ 年12回 参加者253名（感染症対策に関する講演会等） ・ 研修指導者 医師41人 ・ 研修委員会あり ※年間12回以上研修を開催可能な体制等を有している | 適 |
| (5) 病床の規模 | ・ 一般病床395床、感染症病床4床 ※200床以上の基準を満たしている | 適 |
| (6) 地域医療支援病院に必要な施設 | ・ 集中治療室、化学細菌検査室、図書室等、必要な施設をすべて有している。 | 適 |
| (7) 地域医療支援病院に設けられる委員会 | ・ 運営委員の就任については承諾済。 ・ 委員構成は医療関係団体等により構成されている。 | 適 |
| (8) 諸記録の管理及び閲覧 | ・ 諸記録管理責任者、管理担当者、閲覧方法等、諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備されている。 | 適 |

（御意見いただきたい事項①） 承認要件を満たしていることから、県では、申請どおり承認予定であるが、その妥当性について御意見をお伺いしたい。

5 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項について(令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の一九関係)

- 令和3年の省令改正に伴い、地域医療支援病院の管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」を追加することができる。
- また、国通知では、追加すべき責務について、地域医療構想調整会議や医療審議会において協議等を行った上で、地域の実情に応じて都道府県知事が適切に定めるものとされている。
- 本県では、追加すべき責務の有無や内容について、一律で定めることなく、地域医療構想調整会議での協議や医療審議会での審議の場で、医療機関ごとに意見を伺うこととしている(責務を追加する場合は、病院が実施計画を策定し、医療審議会で確認する)。

(御意見いただきたい事項②) 船橋中央病院を地域医療支援病院として承認するに当たり、病床の機能分化及び連携を推進する観点から、当該病院の管理者の責務として追加すべき事項の有無・内容について御意見をお伺いしたい。

【参考】国通知では、管理者の責務として追加すべき事項について、以下のような例示がされている。

- ア) 医師の少ない地域を支援すること。
- イ) 近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。
- ウ) 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

※国通知では、新興感染症等がまん延する場合に感染症医療の提供を行うことを責務として追加することも想定されているが、令和6年度に施行された感染症法改正により、地域医療支援病院には、感染症発生・まん延時に担うべき医療提供が義務付けられている。